

滞納者対策としては、ひとつは毎月の納付通知書送付時に督促状及び未納通知書を同封し、納付を促している。

また児童手当支給時に保育料についての相談の場を設けているし、各保育園と連携して、納付の相談を実施している。長期の滞納者で分納の誓約書も無いあるいは分納が滞っている場合は自宅を訪問し、納付相談を実施している。

今後もさらに未納対策を図り、徴収率向上のため努力していきたい。

環境課長

未納者対策としては、電話連絡、訪問徴収等を行い、高額滞納者には分納誓約書の提出を求めている。

また、条例で規定されている給水停止措置も併せて実施しており、21年度には給水停止を4回実施しており、収納率の向上につながっている。また給水停止については慎重に進めている。

今後とも納入者と不公平にならないよう、更なる収納率の向上に努めていく。

教育課長

給食費の徴収に関しては、学校側も日々努力しており、未納通知の発送から保護者への電話連絡、そして家庭訪問と手を尽くしてはいるが、大変苦慮しているのが現状である。また、給食費のみならず教材費等の校納金とも連動しているのが実態でもある。どうしても経済的に苦しいという家庭には、学校側から就学援助費あるいは生活保護の申請を促していただく方法も講じている。

この給食費の未納問題については、教育委員会においても幾度となく協議を行ってきた。平成20年度から大木町校納金等収納対策本部を設置し、その対応策について検討を進めた結果、平成21年度において小中学校に在籍されている子どもさんの全保護者から納付誓約書の提出をしていただくこと

としたが、この納付誓約書は、保護者の意識改革を主眼としたものである。

今後、新たに入学する子どもさんの保護者についても提出していただくことで準備を進めている。この誓約書に関しては、その効果も少しでたようである。

教育委員会としても、公平な受益者負担の原則という観点から、平成18年度から滞納者に対し催告書の発送を行っているところではあるが、これまで年1回発送を次年度から年2回発送することで、強化を図ってきたい。

また、町税の滞納と重複している世帯もあるので、こうした世帯については町税の徴収担当者と連携を取りながら対応していきたい。いずれにしても、未納を作らせないという強い意識を持つて臨んでいただきたいというところで校長会にもお願いをしているし、教育委員会としても今後先進自治体の情報収集に努め、いろ

いろな方法について検討を進めていきたい。

問

国民健康保険の保

険証については、滞納の方には短期保健証というのが交付されると思うが、どういう査定・条件で出されるのか、何名おられるのか。

健康福祉課長

国民健康保険法に基づいて交付をしている。これについては、国民健康保険税の7期以上の税の滞納者に対して交付を行っている。

平成20年度の交付数は、81世帯、平成21年12月末において交付数80世帯である。

この証で療養給付を受けることができる被保険者の氏名、生年月日、性別		資格取得年月日	保険者印
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	

この証で療養給付を受けることができる被保険者の氏名、生年月日、性別		資格取得年月日	保険者印
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	

国民健康保険被保険者証			
有効期限	年 月 日		
記号	番号		
世帯主	氏名	性	別
	住所		
保険者番号	400986	一部負担金の割合	3割
福岡県三浦郡	大木町	町印	
交付年月日	年 月 日		

3785211
T. J. 22.02